

## みやぎ障害者プラン（中間案）に寄せられた御意見と県の考え方

注1：「意見」の「パブコメ」はパブリックコメント、「個別」は関係団体等への個別説明、「自立協」は県自立支援協議会における御意見  
 注2：「反映」の「○」は御意見を本文に反映したもの、「一部」は御意見の一部を本文に反映したもの、「－」は今後の取組の参考とするもの

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
重点施策 1 障害を理由とする差別の解消						
差別の解消						
	26	1	パブコメ	<p>県が差別を禁止する条例を制定することを掲げるべきと考えます。</p> <p>障害を理由とする差別の解消が重点政策として挙げられています。そしてその推進施策として以下の4点が挙げられています。</p> <p>(1) 行政機関等における配慮            (2) 普及啓発・広報活動の推進            (3) 相談体制の整備            (4) 関係機関と連携した差別解消の取組</p> <p>それに加え、県が差別を禁止する条例を制定することを掲げるべきと考えます。</p> <p>障害者差別解消法は、差別解消のための骨格を示したもので、それを実行性のあるものにするためには、各自治体で差別解消に向けた条例を作ることが必要です。宮城県においても各自治体が条例を制定することが進むよう、県が率先してその姿勢を示すことが重要です。</p> <p>条例制定に向け、広く県民から声を上げてもらうことが何よりの差別解消にむけた普及啓発・広報にもなります。条例制定の過程においては上記(1)・(3)・(4)についてもより多くの検討がなされることとなります。</p>	<p>プランの基本理念として掲げる「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」の実現のためには、障害を理由とする差別の禁止や、障害のある方への合理的配慮など、障害者差別解消法の趣旨に沿った取組の充実が大変重要であると認識しております。</p> <p>法の施行により、事業者への指導や勧告などは可能となりましたので、県としましては、プランの重点施策の一つとして障害を理由とする差別の解消を掲げ、制度の普及啓発や、市町村と連携した相談体制の整備、差別解消に向けた関係機関との情報共有などにしっかりと取り組んでまいります。</p> <p>条例の制定や紛争調整機関の設置等につきましては、こうした取組の成果や差別解消法の運用状況を踏まえながら検討してまいります。</p> <p>なお、差別解消法の見直しが平成30年度中にも行われる予定と聞いており、その経過等についても注視してまいります。</p>	－

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
		2	パブコメ	<p>重点施策として4点挙げられているが、追加して「障害者差別禁止条例の制定」を追加すべきである。障害者差別解消法が制定され、相談窓口や相談・紛争防止体制を整備すべきとされている。各都道府県市町村において続々と差別禁止条例が制定されているのは、地域において差別禁止の意思を示し、具体的な方法を示すためである。大きな論点としては、合理的配慮の提供について民間事業者にも義務として課すのか否か、女性障害者への複合差別にいかに対応するのかなどがある。</p> <p>条例制定の取り組みは、県民全体が県内にある障害者差別の存在を認識し、それを防止しなくしていくくみを議論しながら構築するものであり、また課題を顕在化させ県民に対する最大の啓発事業でもある。</p>		
		3	個別	差別解消条例が必要ではないか。中身の議論も大事だが、取組の姿勢を感じさせるものが必要ではないか。		
		4	パブコメ	紛争調整機関についても新たな会議体を設置し、その委員構成は個々の障害にまつわる事項に精通した障害当事者を過半数とすべきである。障害者施策推進協議会が担う場合でも委員構成は上記のとおり改編すべきである。		
	27	5	パブコメ	プランでは民間事業者への取り組みについて言及が少ない。法において「不当な差別的取扱い」は民間事業者も禁止される。障害者と民間事業者の間で起こる差別事例が圧倒的多数だと思われるが、県としての方針を示すことが必要である。	プランの策定に当たり、障害のある人等に対し実施したアンケート調査（平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査）によれば、差別された経験がある障害のある人のうち、差別を受けた場所として「職場」の割合が18.4%、「小売店・飲食店」の割合が14.7%となっており、民間事業者による差別事例も一定数含まれていると推測されます。御意見を踏まえ、情報共有や事例分析、研修事業の開催等の連携先としての関係機関に「民間企業を含む」を追記しました。	○

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
パーキングパーミット						
	27	6	パブコメ	<p>私は現在妊娠8ヶ月の妊婦です。</p> <p>鹿児島に住んでいる姉から「パーキングパーミット」制度について情報を得たので、先日、石巻の市役所に行き、「パーキングパーミットの申請をしたい」と申し出ました。</p> <p>管轄が違うので、警察署に行くよう言われました。警察署に行くと、石巻では導入していないと言われました。</p> <p>何とも埒があかないと思い、ネットで色々調べますと、パーキングパーミットは全国的に導入されているわけではなく、全国10都道府県がまだ導入していないことを知りました。</p> <p>東北で遅れているのは、宮城と青森のようです。田舎が多い車社会であるのにも関わらずのことなので、情けなく感じました。何がネックになって全国的にこのような遅れを取っているのでしょうか。</p> <p>何とか急いで導入していただきたいものです。それでも私の出産には間に合うわけではないと思いますが、次の子を産むときまでには、そして今現在駐車場で苦勞をしている多くの妊婦や怪我人のためにも、パーキングパーミット制度の導入をお願いします。</p>	<p>パーキングパーミット制度は、障害者用駐車スペースの不適正な利用を防止するための有効な制度であるとともに、障害のある人や高齢者、妊産婦等の、本当にそのスペースを必要としている歩行困難な方が利用しやすくなる効果がある制度と認識しております。</p> <p>一方で、制度の実施には多くの関係機関の協力が不可欠であり、本県においては制度内容の検討を行うとともに、そうした関係機関との意見交換を行っております。</p> <p>県としましては、プランに掲げたとおり、早期の制度導入に向けて検討を進めてまいります。</p>	—
重点施策2 雇用・就労等の促進による経済的自立						
雇用・就労等の促進が求められる背景						
	28	7	自立協	<p>障害のある人の雇用・就労の推進は、経済的な自立に加え、社会参加や生きがいがづくりの面でも重要であり、プランに記載すべきではないか。</p>	<p>障害のある人の雇用・就労の推進は、社会参加の機会創出や生きがいがづくりの面で大きな効果が期待されるほか、経済的な自立を促進する観点からも大変重要であるといえることから、この旨追記しました。</p>	○

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
重点施策3 自ら望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成						
地域移行と船形コロニー再整備						
35 (24)	8	パブコメ	<p>プラン中に『「第4期宮城県障害福祉計画」では、本県の社会資源を勘案し、施設入所者の削減について目標を設定しませんが、依然、入所待機者数は増加する傾向にあります。』とあるが、施設入所者定員の削減目標を設定しない“本県の社会資源(の状況)”とはなにか。</p> <p>そして入所待機者が増加している原因を分析し対応について明記すべきである。大きな原因として地域支援基盤の脆弱さが挙げられる。それは地域住民、つまり県民の意識も含めてであるが、地域資源の大幅な増加と県民意識の醸成こそ最優先の基盤整備である。</p> <p>よって、具体的な目標数(障害福祉計画における施設入所者の削減)を明記しないことは、県が地域移行に後ろ向きであるという意思表示にほかならない。</p>	<p>ここでいう社会資源とは、住まいや日中活動の場、適切なサービス等を身近な地域で受けることができる環境、それを支える介護人材等を想定しておりますが、御意見のとおり障害や障害のある人に対する理解や関心も地域生活移行を進める上での重要な要素と認識しております。</p> <p>入所待機者数が増加している要因としては、現在、施設に入所されている方の多くが、現在の社会資源の状況では地域での生活が難しい方であり、施設の受入可能者数が限られていることや、現在在宅で生活されている方でも、障害の重度化等により、施設入所を希望する方が増加していることなどが挙げられると考えており、こうした現状から、次の計画期間中における施設入所者の削減目標は設定しないことといたしました。</p> <p>また、県の障害福祉計画については、市町村計画と整合を図ることが求められておりますが、地域生活移行者数に関する目標については、地域の実情に応じた市町村計画の目標値を尊重しつつも、県全体の地域生活移行を先導する趣旨から、市町村と個別に調整を行い、目標値の上方修正を促すなどして、最大値となる113人に設定したところです。</p> <p>今後は、目標値を上回る実績の達成を目指し、重度の障害のある人や精神障害のある人向けのグループホームや、地域生活支援拠点等の整備に対する県単独補助事業等、関連施策の着実な推進に努めてまいります。</p> <p>なお、障害福祉計画における目標設定の考え方にこの旨を追記するとともに、障害や障害のある人に対する理解や関心も地域生活移行を進める上での重要な要素であることをプラン及び障害福祉計画に追記しました。</p>	一部 (プラン ・ 計画)	

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
	36	9	パブコメ	<p>船形コロニーの再整備計画の再考を求めます。</p> <p>船形コロニーの再整備が記載されています。老朽化やバリアフリーへの対応、県全域のセーフネット等が理由として挙げられていますが、地域移行の観点からは、船形コロニーのような大規模施設は縮小されこそすれ、再整備するいわれはありません。入所を希望する方・家族がいることは事実ではありますが、まさしく社会が受け入れないからそのように考えざるを得ないのであり、そのことをもって再整備の理由とすべきではありません。</p> <p>入所施設といえども地域に根ざすことを考えるべきであり、計画の再考を求めます。</p>	<p>船形コロニーについては、施設・設備の老朽化が著しいことに加えて、入所者の高齢化・障害の重度化等に対応する必要があることから、平成26年度には「県立障害児者入所施設のあり方検討会」を、平成27年度には「船形コロニー施設整備検討会」を設置し、外部有識者を交え、今後のあり方についてご議論いただいております。</p> <p>議論の過程においては、地域に分散して再整備すべきとの御意見もありましたが、現在の入所利用者の生活環境改善には早期の施設整備が必要であることから、限られた期間で確実に施設整備を進められる現地建替が望ましいと結論づけられたものです。</p>	—
		10	パブコメ	<p>船形コロニーの再整備について記述があるが、このような大規模入所施設の再整備は、現在県が強力に推し進める地域移行の方向性とは対極にあるものであり、障害者権利条約を批准し、その理念の実現をめざしているはずの国の方針にも時代にも県の方向性とも逆行し、矛盾するものである。再整備計画を撤回し、かかる予算をホームヘルプやグループホーム、相談支援事業所などの地域支援拠点整備に充当し、船形コロニーの定員削減、待機者の減少に注力すべきだ。</p> <p>入所施設の拡充は、地域社会が障害者を受け入れ(られ)ない状況を反映している。まさに社会に障害があることを端的に示しているといえる。ここで明らかなのは、この社会の障害に対するアプローチは入所施設の再整備ではなく、地域社会の熟練、すなわち地域生活の基盤整備である。もし、再整備されるとすれば、地域社会との格差は温存され、障害者の真に社会の一員としての共生は遠のくばかりである。</p>	<p>なお、検討会において、地域移行の可能性を追求するためにも、地域の体制整備を一体的に進め、居住の場の選択を広げる取組が必要とされたことを受け、平成28年度から、重度の障害や精神障害のある人向けのグループホームや、地域生活支援拠点等の整備に対する県単独補助事業を創設し、支援に当たっております。</p>	

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
	37	11	個別	<p>グループホームは、これまで施設からの地域移行者の受け皿としてきましたが、現在自宅から通所型施設利用している方の親亡き後の住まいの場としてもグループホームの整備が求められています。在宅の重度等の障害者は入所型施設利用予備軍であることも事実であり、親の安心の意向をかなえるための入所型施設利用ではなく、あくまで、本人の意思に基づき、地域での生活を保障するためにもグループホームの整備は不可欠です。</p> <p>財政的にも周期的に膨大な資金を要する入所型施設整備よりも、グループホームの施設整備補助・運営費・対象者数は効率的であり、県の補助資金の確保を求めます。</p> <p>また、グループホームが障害者の最終的な住まいと考えず、グループホームの近辺のアパート等で生活しながら支援を受けるサテライト型制度を推進していくことで、急激な増設は防げと思います。</p>	<p>御意見のとおり、現在は家族（親）の介護により、在宅で生活している障害のある人の場合でも、親亡き後の住まい等について不安を感じている人もいることから、それぞれの障害特性に配慮した生活の場を整備、支援していく必要があります。グループホームもその一つとして整備を進める必要があります。</p> <p>県では、国の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用し、障害福祉サービス事業所等の創設や改修を支援しておりますが、必ずしも十分とは言えない状況にあります。</p> <p>このため、特に不足していると認識している精神障害や重度の障害のある人に対応するグループホームの整備や、既存のグループホームにおける建築基準法や消防法への適合等を目的とした大規模改修等に要する費用の一部を県が独自に補助しています。</p> <p>なお、「サテライト型住居」は、本体住居であるグループホームと密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営されている住居のことですが、法令等により日常生活を営む上で必要な設備を設けることや、一つの本体住居に対し2か所の設置を限度とすること等が求められていることから、設置を希望する事業者等に対し、適切な情報提供等を行ってまいります。</p>	—

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
<b>精神科救急医療体制</b>						
	37	12	個別	精神科病院の輪番制は形骸化している。県精神医療センター以外に対する補助などが必要ではないか。具体的な記述をすべきではないか。	<p>精神科救急医療体制の整備については、これまでも県精神医療センターを含む26病院に委託費を支出し、土曜日及び休日の午前9時から午後5時までの輪番体制の実施や、通年の午後5時から午後10時までにおける同センターを基幹病院とした病床確保など、必要な予算を確保してまいりました。</p> <p>しかし、午後10時以降の診療、相談体制が整備されていなかったことから、24時間365日の精神科救急患者の受入が可能な精神科救急医療システムの充実に取り組んでいるところです。</p> <p>県としましては、引き続き民間精神科病院や県精神医療センターを含む関係機関と連携しながら体制の整備を図ってまいります。</p>	—
<b>各論第1章 共に生活するために</b>						
<b>第1節 「心のバリアフリー」の推進</b>						
	40	13	パブコメ	とかく“心情的問題”や“思いやり”として語られる「心のバリアフリー」について『障害のある人が抱えている日常生活・社会生活上の困難さは、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁によって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、「障害は限られた人だけの問題である」という意識上の壁を取り除く』と記述したことはとても意義深い。	—	—

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
<b>第2節 「情報のバリアフリー」の推進</b>						
	44	14	個別	聴覚障害のある人が社会参加する際に抱える困難、例えばE T Cゲートで通過できなくても音が聞こえない、隣近所と交流ができなくなる、マンションの入館が難しいなどの現状について、理解を深めてほしい。	御意見を踏まえ、「障害のある人が抱えている困難等についての理解を深め、社会的障壁の除去や、障害のある人の社会参加を一層促進する観点からも、障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保・充実が併せて求められている」旨を追記しました。	○
	45	15	パブコメ	筋ジストロフィー症やALSなどの難病者が利用可能な有効なコミュニケーション方法として、デジタル透明文字盤、口文字もある。あわせて周知及び日常生活用具認定を各市町村に促していただきたい。	日常生活用具の給付は、市町村の判断に基づいて行われることとされており、県として特定の用具の給付を促すことは難しいと考えておりますが、難病患者の病状の進行に伴うコミュニケーション障害に対する透明文字盤や口文字などの活用は有効と認識しており、必要な情報提供等を行ってまいります。	—
<b>各論第2章 いきいきと生活するために</b>						
<b>第2節 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実</b>						
	52	16	パブコメ	インクルーシブ教育システムの理念の根幹は、記述の通り共に学ぶ教育である。したがって、中核をなす特別支援教育のあり方も通常学級において個々の支援ニーズに応じて学習を進めることをめざすものであるべきで、ニーズによって場を分けることではない。	個々のニーズに応じて学習の場を選択できることが安心して学べることにつながりますが、個々のニーズの中には、個別の指導や小集団での指導を求めるものもあります。このことから、個々のニーズに応じて「共に学ぶ」場合に必要な効果的な教育方法や校内体制の確立に向けた取組を進めます。	—



項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
各論第3章 安心して生活するために						
第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備						
	59 (71)	17	個別	重症心身障害については、障害福祉計画では盛り込まれているが、プランにはないようなので、入れてほしい。	在宅の障害のある人(重症心身障害児者、知的障害のある人、身体障害のある人など)の地域における生活を支えるため、市町村が実施する障害者相談支援事業と連携を図りながら、障害のある人やその家族等が身近な地域で療育相談や指導が受けられる相談支援体制の構築を追記しました。また、71ページの医療的ケア体制の整備の箇所においても「重症心身障害児者など」を追記しました。	○
第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備						
	63	18	パブコメ	<p>障害者の居住の場としては、現在グループホームが中心となりつつあるが、いわば小規模の入所施設であり、数も限られる。公営住宅や民賃が圧倒的多数な状況において、これらへの入居をスムーズにするための施策が必要である。</p> <p>しかしながら、それらの入居において、大きな障壁になっているものが物件所有者・管理者による入居拒否と保証人・連絡先の問題である。正当な理由のない拒否は明らかな「不当な差別的取扱い」であり、法でいう障害者差別であるが、保証人・連絡先の問題は政策課題と断言は難しい。「宮城県居住支援協議会」などの議論を活発化し、「宮城方式」とも言うべきものを検討すべきだ。</p>	<p>県営住宅については、県営住宅条例、県営住宅条例施行規則及び県営住宅管理要綱において連帯保証人の条件等を定め、入居予定者各々の事情にも配慮しながら運用しているところである。また、民間賃貸住宅については、高齢者、障害のある人、低額所得者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、平成29年10月に、セーフティネット住宅の登録制度や居住支援法人の指定制度などを柱とする新たな住宅セーフティネット制度が開始されたところである。</p> <p>宮城県居住支援協議会においては、県をはじめ、全市町村及び民間関係団体が会員となり、障害者を含む住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に向けた居住支援のあり方などについて、意見交換等を実施しており、引き続き、関係者と連携して課題の解決に取り組んでいくほか、居住支援法人の指定など新たな住宅セーフティネットに対応した体制づくりを進めてまいります。</p> <p>なお、これらの居住支援施策について追記しました。</p>	○

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
<b>第4節 保健・医療・福祉等の連携促進</b>						
	67	19	パブコメ	県下における障害児・者医療の拠点である「こども病院」「拓桃館」「大学病院」は、ほぼ許容量を超えており、特に成人者の医療提供体制に影響が出つつある。出生時から上記3病院のみが担ってきたことによるものと思われるが、県下の中核病院との連携が不可欠である。上記3病院はいずれも仙台市内にあり、県下の障害児・者医療を一手に担ってきたが、ユーザーの居住地の拠点病院で診療が行なえるよう日頃からの連携・研修をいっそう進めるべきである。	障害のある人を受入可能な県内の医療機関等については、必ずしも十分ではないと認識しております。 県としましては、中核になる病院とかかりつけ医のネットワーク構築が重要であると認識しており、かかりつけ医を対象とした研修を検討するなど、第7次宮城県地域医療計画に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を進めてまいります。	—
		20	個別	先天性代謝異常等の検査の実施による「障害の予防」という表現は、障害は防ぐべきものという誤解や偏見のおそれがある。	「先天性代謝異常等の検査を実施し、疾病の早期発見・早期治療を行い、早期療育に努めます」に修正しました。	○
	68	21	個別	精神疾患に関する正しい知識の普及啓発は、関心がない人に対する取組が重要である。このような課題については、圏域ごとにチームをつくり、当事者の要望なども把握しながら取り組むが必要あるのではないか。	精神障害のある人が安心して地域で暮らせるための課題の共有や必要な体制の整備を図るため、市町村、圏域、県のそれぞれに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを追記しました。	○
		22	個別	精神科病院の長期入院者に関する記述がないようだが、特に高齢の長期入院者の退院支援策が必要ではないか。	精神科病院に入院している方については、入院が長期化しないよう、医療機関に配置される退院支援相談員等とともに市町村、保健所、障害福祉サービス事業所などが連携して退院支援に取り組むことを追記しました。	○
<b>プランの推進と進行管理</b>						
<b>3 プラン推進のために</b>						
	81	23	個別	声帯摘出者への支援の入り口として、病院に訪問して会のPRをしているが、医師は、声帯摘出をすると障害者手帳の説明はするものの、手帳以外の支援策については説明が必ずしも十分ではないと感じる。市町村レベルでも構わないので、声帯を摘出し悩んでいる人を支援する窓口としてぜひPRしてほしい。	市町村等と連携し、関係団体の活動を促進する環境づくりや活動内容の認知度向上、地域住民の連帯感の醸成等について支援していくことを追記しました。	○